

休眠預金等活用法にかかる規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

1. 休眠預金等活用法にかかる「預金」およびその「預金規定等」

当行は、以下の「預金」およびその「預金規定等」を休眠預金等活用法にもとづき取り扱います。

預金の種類	対応する預金規定等
当座預金	当座勘定規定（一般用）
	当座勘定規定（専用約束手形用）
	当座勘定規定（ホームチェック用）
普通預金	普通預金規定
	無利息特約規定
普通預金、定期預金、定期預金を担保とする当座貸越	あおぎん総合口座規定
通知預金	通知預金規定
納税準備預金	納税準備預金規定
貯蓄預金	あおぎん貯蓄預金規定
期日指定定期預金	期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金（M型）単利型	自由金利型定期預金 M 型（スーパー定期）単利型規定
自由金利型定期預金（M型）複利型	自由金利型定期預金 M 型（スーパー定期）複利型規定
自由金利型定期預金	自由金利型定期預金規定（大口定期）
変動金利型定期預金単利型	変動金利型定期預金単利型規定
変動金利型定期預金複利型	変動金利型定期預金複利型規定
積立式定期預金	積立式定期預金規定
定期積金	定期積金規定
非居住者円当座預金	非居住者円当座預金約定書
非居住者円普通預金	非居住者円普通預金規定
非居住者円定期預金	非居住者円定期預金規定

2. 休眠預金等活用法にかかる「異動事由」

当行は、前記 1.記載の預金（以下、「この預金」といいます。）について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく「異動事由」として取り扱います。

<ul style="list-style-type: none"> ・引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金額の異動 (当行からの利子支払による預金残高の異動を除きます。)
<ul style="list-style-type: none"> ・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求 (当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。)
<ul style="list-style-type: none"> ・預金者等から、この預金について次に掲げる情報提供の求めがあったこと (この預金が休眠預金等活用法にもとづく公告(以下、「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。) (a) 公告の対象となる預金に該当するかについて (b) 公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項の通知を発行する住所地について
<ul style="list-style-type: none"> ・預金者等からの申し出による預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越。 (記帳する取引が無かった場合を除きます。)
<ul style="list-style-type: none"> ・預金者等からの申し出による次に掲げる契約内容または顧客情報の変更。 (a) 普通預金における預金種別の変更 (b) 取引店の移管 (c) 積立定期預金における支払開始日の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・あおぎん総合口座に含まれる他の預金、通帳式定期預金口座に含まれる他の預金、通帳式通知預金口座に含まれる他の預金ならびに通帳式非居住者円定期預金口座に含まれる他の預金についての異動

3. 休眠預金等活用法にかかる「最終異動日等」

当行は、休眠預金等活用法における「最終異動日等」について以下のとおり取り扱いません。

- (1) この預金において、休眠預金等活用法における「最終異動日等」とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とします。
 - ① この預金にかかる「異動」が最後にあった日
 - ② 将来、この預金にかかる債権の行使が見込まれる日
 - ③ 当行が預金者等に対して公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項の通知を発行した日。ただし、この通知が預金者に到達した場合に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法にかかる預金となった日
- (2) 前記(1)②における、「将来、この預金にかかる債権の行使が見込まれる日」とは、次に掲げる事由に応じてそれぞれに定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金の場合は、初回の満期日)
 - ② 初回の満期日後に次の事由が生じた場合は、その事由が生じた期間の満期日
 - A 休眠預金等活用法にかかる「異動事由」

- B 当行が預金者等に対して公告に先立ち、休眠預金等活用法に定める事項の通知を発行した日。ただし、この通知が預金者に到達した場合に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、その支払停止が解除された日
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分等の対象となった場合は、その手続が終了した日
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑥ あおぎん総合口座に含まれる他の預金、通帳式定期預金口座に含まれる他の預金、通帳式通知預金口座に含まれる他の預金ならびに通帳式非居住者円定期預金口座に含まれる他の預金について、前記①～⑤号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金における最終異動日

4. 休眠預金等活用法にかかる「休眠預金等代替金」に関する取扱

当行は、休眠預金等活用法にかかる「休眠預金等代替金」に関する取扱について以下のとおり取り扱います。

- (1) この預金において前記 3.記載の「最終異動日等」から起算して、長期間前記 2.記載の「異動事由」が発生していない場合、この預金債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する「休眠預金等代替金債権」を取得します。
- (2) 前記 (1) において、預金者等は、当行を通じて「休眠預金等代替金債権」の支払を請求することができます。なお、当行が承諾した場合は、預金債権を再取得することにより、「休眠預金等代替金債権」の支払を受けることができます。
- (3) 前記 (1) において、次の事由が生じた場合は、預金保険機構に対する「休眠預金等代替金債権」の支払いに関する申出および請求について、あらかじめ当行への委任があったものとします。
 - ① 振込み、口座振替等による第三者からの入金、または法令・契約による当行からの入金（利子の支払を除きます。）
 - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求（当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。）
 - ③ 「休眠預金等代替金債権」の支払を目的とした強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分等
 - ④ 「休眠預金等代替金」の一部支払
- (4) 当行は、次の事項にもとづき、預金者等に代わり前記 (3) における「休眠預金等代替金」の支払を請求します。

- ① 当行が「休眠預金等代替金」について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求（当行が支払の請求を把握できる場合に限ります。）に応じること
- ③ 当行が預金債権を再取得する方法により支払うこと

以 上